

## 違憲訴訟ニュース

第3号

2015.5.25

〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館6階 TEL06-6354-7207 FAX06-6354-7746

年金訴訟第2弾

## マクロ経済スライドは不当

## 実質0.9%年金削減に裁判でたたかおう!

4月分(6月15日振込)からマクロ経済スライドによる実質0.9%の年金削減が実施されます。鳥取県本部を皮切りに、いま全国で取り組まれている「年金引き下げ違憲訴訟」は、2013年10月の年金1%削減に対する取り消し訴訟です。大阪府本部も近々30数人の原告で提訴する準備を進めています。さらに、大阪府本部では、訴訟第2弾と

してマクロ経済スライド実施にたいする取り消し訴訟にも取り組みます。将来的に30%もの年金削減となる仕組みのマクロ経済スライドの影響は、現役世代、若者に最も打撃を与えるものです。これに対する訴訟は、現役世代を巻き込む社会的共感を得て、年金削減反対の国民的運動を大きく発展させていくことができるでしょう。

## マクロ経済スライド取り消し訴訟参加の手順は…



1%削減訴訟団(30数名)を含め、各支部から複数のマクロ経済訴訟原告団(総数100名以上)をめざしています。

1. 訴訟を前提に、6月15日支払い分につき、社会保険審査官に行政不服審査請求を提出します。必ず6月初旬に郵送されてくる「年金額改定通知書」を保存しコピーを取っておいてください。
2. 審査請求関係書類、「審査請求の趣旨、理由」委任状などはすべて府本部で用意します。「住所」「氏名」などの記入で、簡単に審査請求できます。
3. 6月末には、府本部でまとめて近畿厚生局社会保険審査官宛に不服審査請求を提出

します。

4. 提出から2ヵ月経過した8月末には、審査官から却下通知が来ていなくても社会保険審査会に再審査請求します。再審査請求書類も府本部で作成します。
5. 再審査請求して3ヵ月経過した11月末以降に、大阪地方裁判所に提訴し、第1陣の訴訟に合流します。  
(府本部機関紙6月号にも掲載します)

## 年金訴訟カンパのお願い

裁判闘争を支えるために、組合員一人当たり500円をめどに応分のカンパをお願いします。また裁判闘争の意義を踏まえ、多額のカンパも大歓迎です。毎月末、カンパを府本部まで結集してください。

・6月17日中央本部大会までに目標の50%  
・10月14日年金一揆までに80%  
・12月中央本部中央委員会までに100%

どなたでも気軽にご相談ください

## 年金110番

6月15日は「マクロ経済スライド」が導入されて初めての年金支給日です。政府はこの制度を使って年金をこれから30年間、毎年のように切り下げます。また、支給開始年齢の68歳引き上げや、年金課税の強化ももくろんでいます。これでは大半の人が年金で生活することはできません。とりわけ、若者は深刻です。年金制度についての疑問や怒りの声、ご意見を「年金110番」にお寄せください。

◆相談日 6月16日(火)  
午前10時~午後4時  
◆実施場所 大阪年金者組合  
◆TEL 06-6354-7207 (代)  
◆年金問題の専門家が相談に当たります

大阪年金者組合 〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館6階  
TEL 06-6354-7207 FAX 06-6354-7746

既報のように、5月29日の一斉提訴は、より十分な準備をして裁判に当たるため延期になりました。ご迷惑をおかけしますが、組合員さんに徹底してください。提訴の日程は決まり次第お知らせします。

# 人間の尊厳と豊かな高齢期の実現めざし、老いも若きも 総団結して年金引下げ許さず、最低保障年金制度の確立へ 国民的たたかいをすすめよう

4月23日、年金引き下げ違憲訴訟の大阪訴訟団の結成集会が行われ、大阪でも年金裁判がスタートしました。

## ★画期的裁判がスタート

朝日訴訟のように生活保護をめぐる裁判は過去にもたくさんありましたが、この年金違憲訴訟は、わが国の裁判史上でも初めての画期的裁判です。私たちが年金違憲裁判の争点や本質などをつかみ、国民的な闘いに発展させることができるかが問われています。

## ★国は若者と高齢者を分断・対立させる思想攻撃

反動勢力は、国民の盛り上がりを押さえつけるために、様々な攻撃を仕向けています。一つは、「自助・自立」という考え方で、老後生活は国に頼るのでなく、自力または家族や親せきなどに頼る＝「共助」が基本であるという思想攻撃。今一つは、世代間の不公平をなくすという口実で、若者と高齢者を分断し、対立させようとする思想攻撃で、具体的には「マクロ経済スライド」という年金を2～3割削減できる法改正を行うことを言明しており、今年の4月分の年金から0.9%削減することが決まっています。

## ★私たちの願いは豊かな老後を送ること

私たちの主張は、「豊かな老後生活を送りたい」と願うことは「憲法で保障されている基本的人権」であり、財政に左右されるものでも、年金財源を若者に頼ろうとしているものでもありません。ヨーロッパなど先進国では定着した考えです。

私たちの考えや主張を世論にするためには、宣伝・署名をはじめ、これまで声をかけたことのない団体と個人に働きかけるなど、かつてない取り組みが不可欠です。しかし、年金をはじめ社会保障拡充の要求も、また社会保障の対極にある「戦争」反対の願いも圧倒的国民の願いであるの言うまでもありません。

私たちひとり一人が知恵と力を出し尽くし、誇りをもってこの闘いを進めましょう。



## 年金引き下げ訴訟の「意義」と「論点」

年金引き下げ違憲訴訟の「意義」

1. 国民の年金削減への怒り、最低保障年金制度、年金制度充実を求める世論を喚起する運動です。年金受給者だけでなく、“若者の未来を奪う年金制度改悪を許さない”立場で、子どもや孫の世代と共に取り組むことが大切です。
2. 第2陣訴訟として取り組む“マクロ経済スライドによる年金引き下げ訴訟”は、年金給付水準を今後20年、30年にわたり引き下げていくもので、現役世代、若者に決定的な打撃を与えるものであり、取消し訴訟の対象とする提訴は重要な意義を持ちます。

年金引き下げ違憲訴訟の「論点」

1. 生存権（憲法25条）  
「特例水準とされる現在の高齢基礎年金の水準でも「健康的で文化的な最低限度」を大きく割り込んで

います。  
国民年金  
法第1条

（目的）「憲法25条第

2項に規定する理念に基づき、（略）健全な国民生活の維持および向上に寄与することを目的とする」と規定しており、削減どころか引き上げこそが必要です。

2. 財産権（憲法29条）

労働の成果としての財産は、生存の権利として憲法29条第1項に規定されている財産権とされ、年金受給者が受給している公的年金給付も財産権とされます。この財産である年金を一律1%削減することは、財産権の侵害です。

3. 法の下での平等違反（憲法14条）

「一律1%削減」の措置は、高額所得者も低年金者、非課税者もすべて一切の考慮なく一律に削減するもので、法の下での平等を規定した憲法14条に違反しています。

4. 社会保障にかかわる「後退的措置」を行うときは、正当であることの証明を求める国連・社会